

埼玉県ミニバスケットボール連盟規約

埼玉県ミニバスケットボール連盟

【 第1章 総則 】

(名称)

第1条 本連盟は、埼玉県ミニバスケットボール連盟（以下本連盟）と称する。（英文名は、SAITAMA MINI BASKETBALL ASSOCIATION 略称『SMBBA』とする。）

(事務所)

第2条 本連盟の事務所を理事長指定の場所に置く。

【 第2章 目的及び事業 】

(目的)

第3条 本連盟は、日本ミニバスケットボール連盟に所属し、ミニバスケットボールの普及発展を図り、プレイヤーの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、その目的を達成するため次の事業を行う。

- ① 各種大会、予選会の開催
- ② 各種講習会・研修会の開催
- ③ 各種大会への選手並びに役員の派遣
- ④ 技術向上並びに普及啓発のための研究調査
- ⑤ プレイヤーの心身の健全な発達に貢献するための指導に関する研究調査
- ⑥ 広報活動
- ⑦ 関係団体との連携協力
- ⑧ その他目的達成のために必要な事業

(事業年度)

第5条 本連盟の事業年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

【 第3章 加盟 】

(加盟)

第6条 本連盟は、本連盟の目的に賛同し、加盟したチームによって組織され、別に定めた方法により登録しなければならない。

(加盟登録費及び会費)

第7条 加盟したチームは、定められた加盟登録費及び会費を納入するものとする。納入された会費は原則として返金しない。

【 第4章 役員 】

(役員)

第8条 本連盟は、次の役員を置く。

- 会長 1名 副会長 若干名
- 理事長 1名 副理事長 若干名
- 理事 若干名 (会長、副会長、理事長、副理事長を含む)
- 監事 2名
- 評議員 全加盟チームより1名

(名誉会長・顧問・参与・学識経験者)

第9条 第8条の役員の外、名誉会長、顧問、参与、学識経験者を置くことができる。

(会長及び副会長)

第10条 会長及び副会長は理事会において推薦し、評議員会の承認を得る。

- 2 会長は、本連盟を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。
- 4 会長及び副会長は、就任と同時に理事となる。

(理事長及び副理事長)

第11条 理事長及び副理事長は、理事会において推薦し、評議員会の承認を得る。

- 2 理事長は、会務を処理し、事務を総理する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故ある時は、その職務を代行する。

(理事)

第12条 理事は、別に定める規定により、理事会の推薦に基づき、評議員会の承認を受けて、会長がこれを委嘱する。

- 2 会長は、評議員会の承認を受けて、学識経験者から理事若干名を委嘱することができる。
- 3 理事は、理事会を組織し、本連盟の業務を議決し、会務を執行する。

(監事)

第13条 監事は、理事会の推薦に基づき、評議員会の承認を受けて、会長がこれを委嘱する。

- 2 監事は、本連盟の会計を監査する。

(評議員)

第14条 評議員は、当該年度加盟したチームより各1名選任し、評議員会を組織する。

- 2 評議員が、会長、副会長、理事長、副理事長、理事または監事に就任したときは、評議員の資格を失う。なお、その者の属していたチームは、これに代わる評議員を選任する。

(役員解任)

第 15 条 役員たるにふさわしくない行為があると認められるときは、理事会において出席者の4分の3以上の議決により役員を解任される。ただし、その会議にて議決を行う前にその役員に弁明の機会を与えられなければならない。

(役員任期)

第 16 条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。役員に欠員が生じたときは、これを補充する。補充役員任期は、前任役員残任期間とする。

【 第5章 会議 】

(会議機関)

第 17 条 この連盟に次の審議・決定・承認機関を置く。

- ① 評議員会
- ② 理事会

(評議員会)

第 18 条 評議員会は、本連盟の最高決議機関とし、事業計画並びに予算、事業報告並びに決算、役員人事及び重要事項を審議決定する。

- 2 評議員会は、毎年1回会長が招集し議長となる。また、会長が必要と認めた場合、および評議員の3分の1以上から請求があった場合は、会長は評議員会を招集しなければならない。
- 3 評議員会は、評議員総数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。
- 4 評議員会の議事は、出席評議員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長がこれを決する。

(理事会)

第 19 条 理事会は、評議員会に次ぐ決定機関として評議員会決定事項の処理、各種原案の作成、その必要と認める事項の処理のため、必要に応じ随時開催し、審議決定する。

- 2 理事会は、理事長が必要に応じ招集し、会長が議長となる。
- 3 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。
- 4 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長がこれを決する。

(議事録)

第 20 条 すべての会議には議事録を作成し、議長及び出席者代表2名以上が署名押印のうえ、これを保存する。詳細については、別に定める。

(諮問)

第 21 条 名誉会長、顧問、参与、学識経験者、その他会議で諮問の必要のあると認める関係者を、会議に招請し、意見を求めることができる。但し、議決権は持たない。

【 第6章 その他 】

(地区)

第 22 条 第 4 条の事業を遂行するために地区を設けることができる。

2 地区の委員及び構成その他必要な事項は、別に定める。

(専門委員会)

第 23 条 第 4 条の事業を遂行するために専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会の委員及び構成その他必要な事項は、別に定める。

(局)

第 24 条 第 4 条の事業を遂行するために局を設けることができる。

2 局の委員及び構成その他必要な事項は、別に定める。

(経費)

第 25 条 本連盟の運営に要する経費は、加盟チームの登録費・会費、補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 26 条 本連盟の会計年度は、第 5 条同様、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(規約の改廃)

第 27 条 本規約は、評議員会において、出席者の 4 分の 3 以上の同意を得なければ、改廃することができない。

(その他)

第 28 条 本規約で定めるものを除くほか、必要な事項は理事会において原案を作成し、評議員会において審議決定する。

第 29 条 この規約は、昭和 50 年 4 月 1 日より施行する。

附 1、平成 9 年 5 月 11 日より一部改正施行する。

附 2、平成 10 年 5 月 10 日一部改正。

附 3、平成 18 年 5 月 6 日一部改正。

附 4、平成 20 年 5 月 6 日一部改正。

附 5、平成 22 年 5 月 2 日改正施行する。